京城新報

人の一生は重き荷を負ふて遠き道を行くが如し急ぐ可らず

本紙定價　明治四十四年紀元二千五百七十一年　▲一枚金二錢▲一ヶ月前金卅錢▲三ヶ月前金九十錢▲六ヶ月前金一圓八十錢▲郵稅一ヶ月十五錢
廣告料金　▲五號活字十七字詰一行一回金五十錢▲雜報欄特別廣告五號活字十七字詰一行金七十五錢
月曜日及び大祭日の翌日休刊（日刊）
發行兼編輯人　高木久馬太
印刷人　松久神一郎
京城西署西小門通（電話六六三）
發行所　京城新報社

民團議員改選に就　横水達二郎氏談

改選と申しましても別に新しい是れといふ意見も御座いません全体が法律とか議論ばかりでは行くものでありませんから選擧する人も餘程此の點を考へて貰はねばならぬ私共は此の躊躇居いたしてもよかろうとは思つて居ますが此の節は理屈一方で遣ろうといふ人が出て來ましたから世の中はそれ計りでは行くものでなし且又民團の今日あるをいたした者は商言ではありませんが我々古い者でやつたのですから今少し民團事業の發展について目鼻をつけて開發團體自治體を作へて見たいといふ考へで今一回出て見やうかと思つて居ります施政の方針に就ては今是れ〳〵と並べ立てゝ申上げることは出來ませんが早く申せば私共は商人ですから算盤主義です算盤主義と申しても何時がありますが居留地團体の利益上から凡ての事とは打算するといふ意味で此の外には別の意味はない自分の私利を計るとか云ふことは當地議員候補者の中には無い內地のやうに議員といふ地位を利用して堂しやうと云ふ樣ではいかぬと思ひます、私し共が議員になつても御蔭を蒙るのは公開の席へ御招待を頂く位のもので早い話がまあ暇つぶしですよ其の位に思つて居るのですから只民團の現在及び將來といふことの外は何の考もありませんですから今回例へ落選いたしましても私共の考を實現しやう抱負を實行しやうと思へば他に方法もあるだろうと思ひます現に角凡ての事は算盤玉より打算して利害を明かにせねば實際の効果といふものは現はれますまいよ堂も理屈一遍で何も彼も通り通そうとするこ失敗の原因ですから此の點は私の氣に懸る處でそれが老体で立派な役にも立ちますまいが今一回丈は候補を爭ふて是れ迄の事業のやり殘しを完成したいと思つて居ります外にも私と同じ意見のある方も御座りませうが其の考でやるつもりなら大に民團の爲めにやつて戴きたいまあ大体を申せばこんなことですが要するに議員の地位を利用して自分一巳の爲めにしやうといふ考へを持つ人は當地にはありますまいが候補者の中に一人でもあるとすれば大に警戒せねばならぬと思つて居ります纏めたことは申上げられませんでしたが此位にして頂きたい云々

●恩賜公債の下附　朝鮮

朝鮮に於ける貴族及び兩班、儒生、耆老者に對する恩賜公債に關しては目下韓國銀行に於て調査中なるが今既に千七八百人に對する分は終了し全部三千六七百人に對する恩賜公債の調査其他も不日終了すべく全部終了の上は韓國銀行より總督府に回附し總督府にては大は李熹公、李埈公の七十万圓より小は三百圓に至る本邦券を夫れ〳〵有資格者に對して下附する順序なれば豫て問題となり居りし貴族に對する恩賜金も不日解決を告ぐるに至るべしと

●滿鐵社債の費途　倫

滿鐵に於て滿鐵の社債六百萬磅成立したることは愈々日本興業銀行に於ても發表したり右手取りは九十三磅なるべし因に右六百萬磅の中二百萬磅は去る四十一年に募集したる第二回社債の償還期限が本年六月に迫れるを以て之が借換に外ならず即殘額は四百萬磅なるが扨此の巨資を如何なる事業に投ずべきかに就ては固は確たる目的を有せず先年政府が議會の問題となしたる當時に於ては夫れ〳〵目論見を立て置きたれど必ずしも之に束縛せらるゝものにあらず大體より云へば港灣の修築と地方設備の完成なるべきも是等に關する實際の計畫は今日より研究して決定すべき筈なりと消野理事は語れり

●選擧運動公吏

民團議員選擧も期日の押迫ると與に候補運動も色めき來り今幾日を逐ふて競爭も劇甚ならんとする形勢なれば十日古城民長は民團所員一統に對し何等の串情に關せず一切選擧運動に關係すべからず若し此旨に違ひ候補運動其他に周旋するものは猶豫なく嚴重の所爲に及ぶべきを內達せり

外事一束

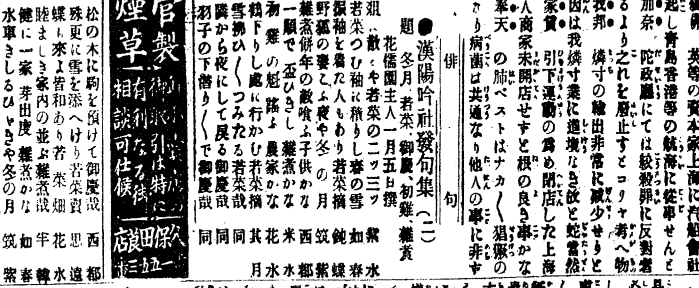
●米國　加州會に六日排日人法案を提出せらるゝのありと惜まれても徒に葬れ
●同地　日人土地所有禁止案に對する

●諸新聞の論調贊成論多しと在馬鹿何處
●露國の蒙古に着地する一朝に非ず
●莫斯科の有志同地に銀行設立の有計畫
●更にヒイスクに學校を興し蒙古を研究せんと決議す醫師計りで藥物か
●ムム男出不林華號にて廿二日横濱者の鑑定辭職は掠康振比公爵來遊後か
●獨佛英等の資本家上海に汽船會社を起し青島香港等の航海に從事せんと
●加奈陀政廳にては絞殺罪に反對者あるより之れを廢止すとコリヤ考へ物
●我邦燐寸の輸出非常に減少せりと原因は我燐寸業に進境なき故と蛇當然
●家賃引下運動の爲め閉店した上海清人商家未開店せずと根の良き事かな
●奉天の肺ペストはナカ〳〵猖獗の樣なり病菌は共通なり他人の事に非ず

俳句

●漢陽吟社發句集（二）
題　冬月、若菜、御慶、初雞、雜煮
花儒園主人一月五日撰

姐散々や若菜の二ッ三ッ　紫水
若菜つむ袖に積りし寒の雪　如春
振袖を着た人もあり若菜摘　鈍蝶
野狐の妻こふ夜や冬の月　筑紫
雜煮餅年の數喰ふ子供かな　西都
一顧で盃ひきし雜煮かな　米水
初雞の魁路よ農家かな　花水
鶴下りし處に行かむ若菜摘　其月
雪拂ひ〳〵つみたる若菜哉　同
降から夜にして戻る御慶哉　同
羽子の下潜り〳〵で御慶哉　同
松の木に駒を預けて御慶哉　西都
殊更に雪を添へけり若菜賣　思遠
蝶々來よ皆和あり若菜畑　花水
睦まじき家內の並ぶ雜煮哉　半韓
健に一家芽出度雜煮かな　如春
水車きしるひゞきや冬の月　筑紫
梅に日を延て山家の御慶哉　半韓
初とりや靜に明ける空の色　同
一休に似た人も來る御慶哉　朝松
初雞の聲は豊に聞へける　都天女
雪中に行軍くれて冬の月　紫水
兄弟の席も定まる雜煮哉　半韓
裸木の中に家あり冬の月　同
五位鷺の立沼白し冬の月　筑紫



◎新刊紹介

▲朝鮮農會報（第五卷第一、二號）朝鮮農會機關誌として發刊せらるゝ本誌は農事に關する各專門大家及名士の執筆に係り一號論說として中村氏ノ朝鮮大豆の將來、調查資料稻作改良の利益等十數編寄書欄には養鷄法其他讀むべきもの頗る多し（大和町二丁目朝鮮農會）
▲韓國財務經過報告（第五回）四十三年上半期に於ける舊韓國政府財務の狀況を載せたるものなり（度支部）

山中鹿之助　第五十四回　西尾麟慶演

古「イヤ御殿サ、究屈で御座つたらう是で一先づ計略を以て彼を追拂つて安心いたした」と違棚から浮舟を出しました　浮「誠に有難ふ存じます」と云ふ處へ此家の亭主　亭「ヘエ、ト旦那樣目くゆきましたな……彼の奴郎が逃る時懐へ入れた脇差を落してゆきましたが之を貴下に上げませう　古「イヤ亭主夫は其方へ取置て後に貰ひに來るであらうから其時に返してやれ、貰ひに來なければは其方の物に致すが宜らう　亭「ヘエ左樣で御座いますか、夫ちや私が預つて置きませう」と借て其晩は夫等の事に思はず夜を更して各々座敷に引取て古猪之助は別室に一人九重姫と顏元相は一室に寢み、浮舟も一室に一人寢る事になり、浮舟は重ね〳〵の難を免れまして、心嬉しく種々の越方行末の事を思ひつゞけて居りますから、眠る事は出來ませんウツ〳〵として居ります殆んど丑三ツの頭に相成りますと、下で大きな物音がいたしまする、何事かと思ひまする頻りにガヤ〳〵致します、偖は先刻の吉田屋の主人が再び運れに來たのではないかと心配致して、身を潜め下の樣子を見ると、ドタバタ樣々の聲が聞へまする……コレ神妙にしないと命を取るぞ、我々は人の命を取に來たのではない金を取に來たのだ騷げば仕方がない、明石の浦の荒浪金藤太樣の手下の者だ、今宵此處へ來たのは五十人だが、未だ他にも大勢持て居るから外へ出ると怪我をするぞ、神妙に金を出せ、と云ふ聲が聞へます、之を聞て浮舟は顫へて此度は盜賊だ如何致さうか」と心配して居ります、古猪之助も目を覺し、姫君も眼をれ覺しになつて何事であるかと思ひ居られます、古猪之助は下の樣子を聞きまして是は大江山の虎丸が追て來たのではないか、何にせよ大切なる姫君とズッと立上つて、空葛籠を持て參りまして



姫君を葛籠の內に入れ蓋をして、浮舟も葛籠に入れて、其葛籠を脊負て柳の手を取り暗夜に紛れて、トッ〳〵汀へ來つて磯の古木の下に葛籠を卸し　古「先づ〳〵是まで來れば安心、姫君は如何遊せしや」と葛籠を開けると內より出たるは姫君にはあらで浮舟で御座ります　浮「重ね〳〵の御恩何んと御禮の申さん樣も御座りませんと云ふ　古「ヤア御身は浮舟殿か、されば姫君は跡になりしか」と物をも云はず古猪之助は取て返す、此方は大勢の賊ども宿屋の品物を悉く奪ひ取り、其上客室々々を廻つて客の荷物まで取集め、彼の葛籠を見て　○「大分重ひ、何か好いものが入つて居るに違ひない」と云ふより早く一人の小賊が脊負て表に出でドヤ〳〵引上ました、海賊共は小舟に乘て沖の本船へ持込んで、手下の者は殘らず本船へ上つて來ると、中に一人古狐籠を脊負込み　小「れ前、何んだか珍しいものがありさうで御座ひますから、此の葛籠を持て參りました」と其處へれろしまして　小「ア、重かつた……　△「フーム重ひ葛籠にやア好いものは無エせ、三日小僧か一日小僧の化物位ゐの者だ　小「左うかも知れねエ、何んだか中で動くやうに思はれる、何にして〳〵蓋を取て見やう」と蓋を開ければ這は其もいかに、生辨天の樣な美人かスーと立上りました、賊共は大きに呆れて、是は何んだ龍宮の乙姫樣か船玉樣か、但しは化物かと暫し物も云はずに眺めて居る、是れ即ち九重姫で御座ります　九「ヤア汝等は海賊なるか、妾を何んと思ふぞ、都に於て聲へたる名家、中御門中納言敎之卿の姫なるぞ、近寄て無禮を致す時は其儘には捨置まじ」と帶の間より懐劍を取出してバッタと睨み付けました、何うも美人が怒つて柳眉を逆立ました處は凄いもので御座います、流石鬼を欺く賊共も思はず恐れを出しました此の時荒浪金藤太は其聲を聞くと遙か末座に兩手を仕へ某しは、山中鹿之助樣の家來播磨兵庫之助と申する者、仔細あつて此船に居り海賊と呼ばれ居りまするが、今日計らずも主君の奥方樣に御目にかゝりたるは、是に過したる喜びは候はず、詳しき事は辭にてた話〳〵申上げますると」と九重姫と卜座に押在しました

京城新報（十二日）

●戴冠式と我皇室
（東京電報）英皇陛下の戴冠式には我國より東伏見宮同妃兩殿下御名代として參列遊ばさるゝ旨發表せられ[illegible]殿下の御一行は四月上旬[illegible]

●戴冠式派遣艦
英國皇帝陛下の戴冠式には軍艦鞍馬と淀を派遣することに決定したり

●文官任用令前途
文官任用令は議會運動の名を口實として設けられたる[illegible]

●和公使の謁見
本邦駐劄和蘭公使夫妻は明十二日兩陛下に謁見仰付けらるべし[illegible]

●各學社會主義
文部省[illegible]

●衞生功勞者發表
内務省は近く衞生功勞者二十餘名を發表[illegible]

●布教と取締規則
朝鮮併合以來[illegible]

●米大使轉任說
東京電[illegible]

ならむとの說東京外交團界に傳はる

▲驅逐艦建造 海軍省に於て[illegible]することに決定したる大型驅逐艦二隻は[illegible]にて製造する筈なり

▲海軍大尉の死去 昨年高等氣象並氣象學研究の用務を帶びて獨逸に駐在を命ぜられたる[illegible]海軍大尉は急性腹膜炎にて伯林に於て客死せり

雜報

●李王の御禮電
昌德宮 [illegible]り學習院に御入學の[illegible]李王同太王兩殿下に[illegible]る兩殿下は非常に御[illegible]總督を經て御禮の電[illegible]せられたりと

●世子殿下と學友
李王世子殿下には九日學習院中學部壹年[illegible]御學友として御用邸[illegible]たる事は既報の如く[illegible]殿子の令息趙大鎬（[illegible]）殿柱明（十六）の三氏[illegible]習院に入學する事と[illegible]は朝鮮八の高等官が[illegible]と云ふ殿下御入學と[illegible]教育の任に當り居た[illegible]四名の教師は何れも

●總督の顧問招待
寺内總督は十一日正午を期し官邸に於て顧問招宴するを以て午前[illegible]用伯朴齊純子は馬車[illegible]邸に赴き其他の各顧[illegible]三十分相前後して

●技術官會議
各道より[illegible]官會議は愈々十二日[illegible]て開催さるゝ筈にし[illegible]報の如くなるが五日[illegible]督の指示あり來る十[illegible]了の筈なりと

●學務打合せ會
學務局 [illegible]官會議の爲め召集さ[illegible]多少の學務關係者お[illegible]用して技術官會議終[illegible]三日間教育事務の打[illegible]るが此の集會に對し[illegible]諸問事項及び指示す[illegible]地方より此集會に參[illegible]學監は左の七名なる[illegible]を兼ね居れるに非ど

[illegible]學校長 花井藤一郎
[illegible]校長 三浦直次郎
[illegible]校長 岸 秀次
[illegible]校長 佐藤政次郎
[illegible]校長 指宿武吉
[illegible]校學監 高山 徹
[illegible]校學監 伊藤 繁

●會計任官會議終了
去[illegible]に於て討議を繼續し[illegible]たる各道會計主任會議は豫定の如く十一日を以て全部終了したるが當日は兒玉會計局長の挨拶終りて山縣政務總監を訪び總監よりは特に會計事務の重要にして面も敏活と精確と相俟つて處理すべきものなるを以て一層諸氏の奮勵を要すべきものなれば今回の會議を實際に應用し以て其の實を擧られん事を望む云々と一場の訓示ありて散會したるが十一日は各道會計取扱に付打合せり

●日露協會設立計畫
日露 露協會設立の議は昨年來寺内子を中心とし一部官民有志の間に唱道せられたるが客臘に至りいよいよ設立の議決定し桂侯の東洋協會に於けるが如く寺内子自らこれが總裁の任に當り協會員には朝野の有力者を網羅し以て日露兩國民を接近せしむる上に大活動を始する害なるがその開會式は議會閉會後なるべしといふ

●農漁村保護費
内地各府縣より其居留農村乃至漁村に對する產業保護獎勵費は年々增加し來れるが本年度に於ける保護獎勵の府縣數は二府二十二縣にして其保護費は十一万二千百二十二圓にして中六千六百圓は農業に關し其他は全部漁業獎勵費なりと其内譯を示せば左の如し（單位圓）

京都府	二、五〇〇	大坂府	八〇〇
福井縣	二、五八〇	富山縣	二、〇〇〇
石川縣	二、七一二	千葉縣	五、〇〇〇
愛知縣	一、〇〇〇	高知縣	一、五〇〇
鳥取縣	五、〇〇〇	島根縣	五、二〇〇
兵庫縣	一、八〇〇	岡山縣	△四、八〇〇
廣島縣	未定	山口縣	未定
德島縣	二、五〇〇	香川縣	三、八〇〇
愛媛縣	六、八〇〇	福岡縣	三、〇五〇
宮崎縣	七〇〇	大分縣	△六〇〇
鹿兒島	八、八〇〇	熊本縣	三、二〇〇
佐賀縣	六、七〇〇	長野縣	八、〇八〇

右の外に和歌山縣も加入し居れども未定なるを以て茲に畧す而して左の中△を附したるは農他は漁村と知るべし

●新義州の檢疫
鴨綠沿 海州より奉天附近に至る黑死病の流行甚だしく漸次我が朝鮮内地にまで蔓延せんとするの兆あるを以て一兩日中より新義州に於て汽車檢疫を實施する害

●韓銀支店成績
韓銀平壤支店四十三年下半期成績の大要を聞くに總貸金七百万圓同回收六百二十万圓預金四百四十八万五千圓拂戾百十二萬四千圓にして現金出納は營業日數百五十三日入金千九百三十一萬圓出金千九百十八萬圓即ち一日平均廿五萬圓の出入ある割合にて凡て前半期に比し倍加の成績を得たりと

●咸北の雲母事業
北關殊に成北明川吉州を中心とする地方の雲母事業は昨夏以來稍下火の姿なりしが大谷韓德師團係の北朝鮮雲母株式會社にては電氣用に供する目的を以て雲母をプレートとして搬出する方針を執り工場設置中なれば遠からず一大飛躍を雲母界に試むるに至るべしと

●砂金買收比較
平壤 韓國銀行支店に於て買收したる去三十八年より昨年に至る砂金量額の比較を擧れば左の如し

（三八年）百六十九貫七百二十三匁九分
（三九年）百十五貫八百六十七匁七分四厘
（四十年）百七十七貫五百四匁三分六厘
（四一年）百六十三貫十四匁五分
（四二年）二百二十三貫二十匁一分五厘
（四三年）四百七十四貫八百七十一匁四分六厘

●龍山愛國婦人會
龍山の愛國婦人會は爾來其創立紀念日たる一月十二日をトし新年名刺交換會を開催し來りしが本年も同じく十二日午後一時半同驛道倶樂部に於て開會する筈

●道長官の學校視察
十一日午前八時三十分檜垣京畿道長官は京城府尹其他屬官を從へ龍山新商市街の日本小學校並に養英、協成の兩朝鮮學校等を巡視せられたり

●德富猪一郎氏退京
九日入城したる京城日報監督德富猪一郎氏は來る十四日當地出發歸東の途に就くべしと因みに同氏は寺内總督の出發も同日頃なるべきも同行せざるべしと語れり

●柴參謀長の歸省
柴參謀長は九日嚴父逝去の報に接し十日出發鄕里常陸國眞壁郡川間村國府田村へ歸省す

●竹内副官の出張
竹内副官は十日地理調查の爲め忠州方面に出張せり

●稅制調查規程
別項稅制調查委員會に於て可決したる調查規程左の如し

第一條 京城居留民團稅制調查會は京城居留民團の稅制を調查す
第二條 稅制調查會は委員十七名（内二名は助役及會計役）を以て之を組織す
第三條 委員は民長に於て京城居留民團に在任する者の内より之を囑托す
第四條 稅制調查會に委員長一名を置き委員の互撰とす
委員長は會務を統轄し及調查會を開閉す
委員長事故あるときは委員中年長者を以て之に代ふ
第五條 稅制調查會に主查五名を置き委員の互選とす
主查は專ら稅制を調查し且つ立案の任に當るものとす
第六條 主查に於て調查したる事項は之を全委員會に附議するものとす
第七條 民長は稅制調查會に列して自己の意見を陳述することを得
第八條 稅制調查會の會議は京城居留民會々議規則を適用す
第九條 民會は調查事務を整理し其の事項を民長に報告す
第十條 稅制調查會に補助委員若干名を置き委員の指揮を受け調查事務を補助せしむ
補助委員は民長之を定む
第十一條 委員及補助委員には報酬を給與す

▲選擧界の表裏

▲田村氏の斷念 最も有望の候補者として一部の注意を惹ける東部の田村儀次郎氏は今回民團稅制調查委員を囑託せられ第一回調查會に於て其主查に擧げられしが氏其席上に於て語つて曰く予既に此重任を荷ふ故に議員候補の如きは斷然之を辭退し專心稅制調查の爲めに努力せんのみ云々

▲不在中の候補 既に確定的候補者として指を屈せられ居る人々の内目下不在中の諸氏を擧ぐれば東部にて大橋清三郎氏中部にて中村再造秋吉富太郎の兩氏西部にて三好和三郎氏なり今此消息を聞かんか春夢倉々

▲中部の豫撰會 中部は西部に次いで最も惡戰苦鬪を要する撰擧區たり現に其候補の如きも二十餘名の多きを算するにても知るべし而して去九日一部の人々某處に會合し候補者を豫撰せるが其被選顏觸を擧ぐれば中村再造、秋吉富太郎、林田金次郎、增田三穗、和田常市、小林藤右衛門、池田長兵衛の諸氏外一名なりしと

▲西部の修羅戰 中部は候補者の多き丈け競爭激甚なるべく而して此餘勢は溢れて西部に流れ込み更に西部は龍山より押寄せ來る大波小波をも合け合し之が爲めに十人以上の激流奔騰を見るべしとは均視の觀測なるが左もあるべし

▲中部の驍將 山口、曾我、森、中島の諸氏は中部の驍將にして一派の人々抂まに候補者を物色するも決して默して已むべきに非ず然れば如上中部の豫撰會が氏等を疎外したるは軈がて是れ氏等を激せしむるのみにて却て自派を苦境に陷るゝ迂策なりと云ふものあり

▲西部有權者會 東部の候補者豫撰會は則ち本人同志の自撰會にして斯くては到底完全の選擧を望むべからずと吾西部は此際模範的豫撰會を開かんとて十日夜本田旅館に旭町一二三太平町、長谷川町、南大門通、米倉町、北米倉町、相生町、御成町、古市町、蓬萊町、吉野町等十五ヶ町の代表者三十餘名集會し相互意志の疏通を計り左の人々を適當の候補者として極力推薦を誓ひ散會したり
大久保雅彥、待井二郎、曾我勉、和田常市、池田長次郎、三好和三郎、大村保太
尙ほ他の三名は協議の餘地を保留し置き各自撰定の上再議に付すべしと

●選擧投票場に就て
來る三十一日執行せらるべき民團議員選擧の投票場は南大門小學校に內定したることは既報したるが龍山側の有志者は龍山にも一ケ所投票場を設けんと切望する由なれば民團理事者側に於ては其可否に就いて目下研究中にして古城民長は十一日正午より龍長官及び府尹を訪問して特に打合せする處ありたれば十二日中には決定すべしと

民團議員豫選投票

民團議員豫選投票規定

一、京城民團民會議員適任者と認むる者卅名を有資格者中より選出する事
一、投票用紙は本新報に刷込ある用紙に限る事但し投票人は無記名とす
一、一枚の用紙に認むべき議員適任者の數は五人以內たるべき事
一、投票は本社前の投票函若しくは左の箇所に於ける本社投票函へ投入の事

本町一丁目	青木堂新築場前
本町二丁目	町田文林堂横
本町四丁目 花月通り	中村時計店横
本町六丁目 洋服商	灘山支店横
明治二丁目	日韓印刷會社前
南大門停車場	伊藤組出張所前
龍山新市街 山下町	小杉組出張所前
龍山舊市街民團役所出張所	會澤事務所前

右の外郵送及び直送の分は從前の通り本社豫選投票掛へ宛らるゝ事
一、締切は明治四十四年一月二十日とす但し日々に於ける投票の結果は日々の紙上に於て公にすべし
一、總開票は締切の當日若は翌日とす但其結果は本紙上に公にすべし
一、總開票立會人は追つて決定の上發表すべし
右以外必要の事は追次本紙上に廣告す

（十一日締切迄の着票）

得票	氏名
六百二十六票	中村再造
六百五票	中島司馬之助
五百九十七票	釘本藤次郎
五百九十三票	梶原末太郎
五百八十九票	和田常市
五百四十票	城六太
五百三十七票	三好和三郎
四百九十三票	林田金次郎
四百八十九票	增田三穗
四百八十七票	古城梅溪
四百八十五票	大村保太
四百八十票	池田長兵衛
四百七十八票	淵上貞介
四百七十三票	秋吉富太郎
四百五十二票	田中始一郎
四百四十六票	森勝次
四百四十五票	皆川廣濟
四百四十票	菅原大太郎
四百三十八票	石井新
四百七票	田村義一郎
三百六十八票	松永達二郎
三百六十五票	大村百藏
三百五十七票	小林藤右衛門
三百五十二票	原勝一
三百三十五票	曾我勉
三百十一票	進藤長馬
三百二票	伊藤友松
二百九十七票	松浦源治
二百八十七票	池田長次郎
二百六十五票	大橋清三郎
二百三十七票	大坪文吉
二百五票	佐野彥藏
百八十三票	佐々正之
百八十一票	白木爲次郎
百七十七票	待井三郎
百七十三票	國井泉
百六十三票	益永十作
百七票	山下新太郎
百二票	小川勝平

四十票古迫角次郎、二十五票清水繁太郎、五票辰市本丸、二票渡邊暢、二票海浦篤彌、一票岩本英夫、一票飯塚徹、一票日戶勝郎

注意 點數の其儘なるもの
前號に發表せし得點者にて本日の表に加へず
尙本日よりは一百點以下の得點は新候補者以外は不揭載

社告
倭城臺の某出とある七日附匿名の郵書一通本社に到着したり開き見れば中には金一圓と豫選投票に關し何やら判らぬ事を書きある紙片とあり、右は當社の受理すべきものにあらざれば差出人へ返還すべきに付心當りの人は申出らるべし

●朝鮮米雜穀
大坂に於ける ▲九日（各一石、單位錢）

釜山精	一五一〇	同並	一三〇〇	同小玉	八四〇
同上	一四〇〇	改良玄	一三五〇	元山大	九五〇
同中	一三六〇	同上	一三三〇	同大豆	九二〇
同並	一三三〇	南浦改	一三四〇	同次	八七〇
改良玄	一二六〇	同上	一二八〇	小大豆	九六〇
同上	一二四〇	釜山	[illegible]	赤大玉	九二〇
馬山改	一三一〇	新大豆	八六〇	同黑並	九〇〇
木浦玄	一二七〇	龍山同	九二〇	同山	[illegible]
同上	一二三〇	仁川大	九〇〇	釜山	八八〇
群山玄	一二六〇	同中玉	八八〇	小豆	八八〇
同上	一三二〇	同小玉	八四〇	仁川同	八六〇
仁川白	一三八〇	南浦大	九二〇	南浦同	八七〇
同中	一三四〇	同中玉	八八〇		

▲公人私人
▲井上一郎（關東日報通信員）十日退城
▲吉岡豪雄（鴨綠江採木技師）同釜山へ
▲川上多嘉樹（營林廠技師）同平壤へ
▲本田幸介（水原模範場長）入京巴城館
▲佐藤政太郎（晉州種苗場長）同上
▲山本小源太（木浦棉花支場技師）同浦尾

▲仁川港の船舶出入▼
▲賴朝丸 十二日若松より入港
▲群山丸 同大阪より入[illegible]
▲神山丸 同大阪へ向[illegible]

▲京龍兩驛の貨客
▲南大門驛乘降客 乘車客 五六〇 下車客 六四四
乘車賃金 一、五九九、八三 十日の分
▲南大門驛荷扱高 發送 四五噸 到着 一六噸
貨物賃金 九五七、[illegible]
▲龍山驛の乘降客 乘車客 一四五 下車客 [illegible]
乘車賃金 一二九、[illegible]
▲龍山驛ノ荷扱高 發送 七五噸 到着 [illegible]
貨物賃金 二二七、〇五

▲京城手形交換高
十一月一日 金 一四四、七二三、六一 枚 三三七

▲治外法權▼
で東拓が二千萬圓の社[illegible]すとの報が傳はつた、[illegible]は記者が態度か忠告し[illegible]もので成べく好條件で[illegible]のだ▲イツカも云つた[illegible]一割二分位にマワル事[illegible]併し殘念なことは利子[illegible]ダカラ一割二分にマワ[illegible]に居る▲トコロへ東拓[illegible]して四分五厘か五分位[illegible]ソウしてソレを七八分[illegible]家は其金を運用し利子[illegible]純益を收める▲只茲に[illegible]ならぬ事は東拓の社債[illegible]二千萬圓の使途だ、若[illegible]が如く事業家に運用さ[illegible]だが、不幸其金を以て[illegible]買入等を爲すに於ては[illegible]實買價格を騰貴せしめ[illegible]不利益を醸すことにな[illegible]瓶が報道した如く京城[illegible]買收することになつた[illegible]收價格、ソンナ事はド[illegible]ウカ一日も早く給水の[illegible]のだ▲工業傳習所が[illegible]そして居る、聞く入學[illegible]多しと、之を以て朝鮮[illegible]した事が判る▲菊池[illegible]目の間にあつた總督府[illegible]醫の受けが大分ヨク[illegible]此頃の總督府醫院は[illegible]如く、私立病院や開業[illegible]區裁判所と見做し、[illegible]どを蔑つて居ないか[illegible]選擧は何と云つても[illegible]ドコへ行つても選擧[illegible]紙記事の如く一昨年[illegible]公や故骨幽子に票を[illegible]あらずだ▲豫選投票[illegible]議なりと云ふ勿れ、[illegible]るようだ、斯は元老[illegible]度の選擧には新顔候[illegible]壽だが社會一般の爲[illegible]る歡迎すべきことだ

活動寫眞　覆面子

十一日　朝の南大門驛

夜は明け放るゝも空は暗い、雪になりそうだ、モウ一寢入と、旅行の人も氣を落付けての結果か、九時近き驛内も只靜まり返つて居る。

九時、正に釜山行發車の時間では無いか、然るに驛員は尙は續々と入場せしめる。

山の如き行李は未だ處理されず、歡響久米との**行李**や、山口縣阿川野村と大書した行李や、平壤行宮尾が書した大行李六個や、平壤高等學校長囑托増尾氏の行李やは棚上棚下に**散亂**して居る。何時發車するであらう、との疑問は自然に起る。

乗客の便宜の爲めか驛員の不秩序か

午前九時六分漸く釜山に向つて**發車**した。

が、新義州行に移つて更らに、より以上の、

驚くべき亂脈を極めた、同列車はブリッヂを渉りて乗ねばならぬ中間に西**大門行列車**が來る、其列車が搖ぎ出した、朝鮮人も、女も男も、**驛員も巡査**も、大慌てに慌て〱**飛び越**した。

其の**危險**は人命を尊重せざる**無暴の擧**だ。

排かゝ驛員は倘は續々乗客を積み込むに至つては。

時間表を撤廢す、の外はあるまい。

幸ひにして事なきを得て、午前九時十七分、發車して漸く胸を撫で下した。

鐵道は貴重なる交通機關であると共、**規律と秘序**とは充分保持する責任がある、若し此本義を忘れ、利益上や、旅客を吸收せんとして、規定の時間を遅延せしめ危險をも顧みずして無暴の乗込方を爲さしめ、一朝人命に不測の災害を崇らしむる事ありとせば、當局者は何の辭を以て之れに謝せんとする乎。

事ありて云ふ益なし、事なき日に於て之れを云ふ、蓋し不幸災害なきを祈るからである、切に〱本日の如き行爲を再演せさらん事を

當局者一般に警告して置く。

構外、雪は降り頻りて南山の松は白い。

前非を悔ひて下女奉公

△某官吏の義俠

一婦人が奥連東に誘拐され渡鮮早々賣春婦となり悲境に陷入り或る同情者に救助せられ今は其の恩報じに下女勤めを爲し感謝に堪へぬと泣きの淚に暮し居る事情を聞知したると同時に陸軍中尉の艶聞と憲兵上等兵の薄情の關連せるを素破抜んに廣島縣佐伯郡巳村生れ岩田すみ（二二）は郷里に於て家事に從事中なりしをすみが遊皮の剝げ居るを奇貨とし同郷人金子玉子（二六）と云へる數年前より渡鮮し仁川にて酌婦稼業中なるものすみを引き出さば多少金儲けの如く金が儲るから是非渡鮮すと樓中出來得べしとすみに朝鮮は濡れ手に粟を知らせ幾何の旅費金を貢ひ昨年二月遣りたるよりすみは大いに喜び殺にも惜渡鮮せしにれ玉は仲〱の莫連女とて程よく詐し付け某日入屋として黃海道の谷山なる料理店松尾みね（二九）方に賣春婦に住込せれ玉は仲居として入込み重に鮮人相手に賣淫し日々人としては玉は頗る愛嬌ありて遊皮の剝げ居るよ守備隊の軍人及巡査憲兵等なりしがれり或日谷山守備隊付○山中尉登樓遊興せし際れ玉と關係を結びし以來れ玉でなければ夜は明けぬと云ふ調子にて遊びすみには前借金三十餘圓を支拂ひ附近の温泉に住せ妾の如くに暮し居る際一方すみには同地分遣所付憲兵○村上等兵が關係を付け互に深くなりしがすみは見る物を見ざる事四ヶ月余になり或はボテレンにてはなきやと心配中、馬鹿に梅干が食い度くなりしより愈々懐妊せし事を覺り○村に相談せしに木村は全然否認して知らぬと云ふよりすみは如何致さんと心配して遂とステリー症に罹りしより稼業も出來ず樓主も前借金を捨て幾分の旅費を與へ京城に行く樣勧めしばかすみは昨年九月中旬當のみきの儘にて京城に來り餅賣りに從事し居る内腹は益々脹れ來り時候は寒くなりしも何處と便る所もなく縊死でもなさんと思ふ内米倉町居住某官吏の家に餅賣りに行きし際、主人は不審に思ひ、事情を聞きしに前記の如き事情なるより大に同情し傀く近世話してやると夫れより厄介になる事となりしが十一月十七日玉の如き男の子を分娩したるが不幸にして五日にして產兒は死したるに其の產兒と○村憲兵上等兵の寫眞と對照するに寸分も違はざりしより其の旨先方に手紙にて通知したる由にて此の事其の筋の探知する處となり夫れが爲め先方料理屋よりは相當の手當は貰はるから大工の木村と關係せしと人に尋ねられし時は話し呉れと事も長々しく頼み來りしもすみは○村の薄情を憤慨して眞の事實を申立たる由にてすみは某官吏の恩に感謝して泣きの淚に働き居るが○村上等兵は困て居とか

アッと云ふ間も有らばこそ

●大盡は注文取

去る二日午前中に若草町一丁目下宿三河屋へ第一樓娼妓富枝靜香及仲居一名とを連れ車上より入り來り大氣取りに大散財爲したる紳士風の男ありたるを探知したる長野岸南刑事は不審に思ひ其の擧動に注意中の處如何にも怪しきより種々探査せしに同人は德島縣阿波郡八幡町生れ大塚金一郎（三五）なる者にて昨年十二月初旬以來第一樓支店の靜枝に現を拔かし惚け居りしが靜枝の馴染客の事より嫉妬喧嘩を爲し十二月下旬より靜枝に面當に今度は本店に登樓靜香を敵妓に遊興し本年元旦早々登樓二日下宿に前記三名を連れ來りし次第にて其の後二三回靜香を敵妓に遊興し又去る八日午後六時靜香が名指して登樓せしに靜香は龍山の切つても切れぬ好やん某と互に樂しみ居ると聞き今度は富枝を敵妓に揚げ散財せしより兩刑事は金次郎が歸るを待ち受け浪費金の出所を取調しに北部校洞東文舘なる活判所注文取に從事中得意先の掛金百九十餘圓及友人の金側時計を借用入質して費消したる事判明せしとは不心得な青年かな

●温突の煙突改良

東大門警察署管内にては昨年十月より十二月末までに八回の失火ありしが温突の煙突の裝置不完全なるに原因するもの多きを以て同警察に於ては管内民家の煙突を金屬製を以てせしむる方針にて各戸に就き諭す所ありしに今日まで七百餘戸は既に改良したる由にて又生活上其程度の低き者は俄かに改めしむる能はざる事情あるに依り軒下に接觸する煙突の口を下方に變更せしめたるが多大の効果あるが如し

●印刷局歌留多會

龍山印刷局有志は相互の親睦を計る爲め十一日午後六時より龍山觀審温泉樓上に於て會名撰定其他二三の件及び來る十五日本社主催歌留多會參加準備の打合同徽章制定等の件に關し會合非常に盛會を極めし由

●麻浦街道の大喧嘩

九日夜麻浦街道に於て北部延禧坊加伏洞農民等は醉餘大喧嘩を始め終に死者一名及び重傷者一名を出したるが右急報に接し第二分隊より即夜憲兵は醫師一名と共に出張し事實の取調べをなせり

●横着物の御用

山口縣下關田中町生れ川野音吉（二二）は昨年末に京城旭町一丁目にて自轉車一臺を窃取して仁川に來り古自轉車を宮町の一六號質所へ十圓に賣り同二丁目中本八重方に立寄りウドン二杯を喰し十圓紙幣にて支拂をなし八錢の釣り錢を出すを見て金の有る處を見覺へ置き八日同人の留守を附込み現金廿八圓と縮緬兵兒帶を窃取し其足にて京城へ行き新町井門支店にて遊興をなし十日再び仁川へ舞戻り甘き仕事をなさんと正十二時着の列車にて下車したるを仁川警察署刑事係に逮捕引致されたるが倘餘罪ある見込にて取調中

●人間は皆泥棒

十日午後六時頃仁川松坂町三丁目各國公園下に一人の鮮人石炭入れの叺を負ひ休み居るより此奴何處よりか盜み來りしものと取調べ居る中慶田組仲仕島藤吉なる者が來り右は慶田組の石炭場を掃除し取り殘りある粉炭を貰ひ運搬する途中と判り事濟み

●油斷のならぬ事

仁川支那町一丁目十一番戸橋本助太郎内縁の妻阪井ヒサ（三）は七日隣家なる雜貨屋植木圓松方にて五錢の買物をなし一圓紙幣を出し五十錢の銀貨の金と二十錢銀貨二枚白銅一枚と九十五錢の釣りを取り歸宅したるが十日に至り右五十錢の金を改めしに五厘錢にて二十五錢なるより直ちに植木方に至り其不都合を責めしも同店にても其儘他より更に取りたる事にて特に二三日も過ぎてからの事故中々承知せず遂に双方口論を始め大聲を發して罵り合ふ折巡回の警官取鎭め說諭を加へたる結果ヒサが其後にて改めざるか誤りとて其儘泣寢入

●仁川の即決言渡

八日午後十一時頃仁川本町四丁目川初孫太郎方にて同人外五名にて賭博最中を取押へ引致されたる件は十日即決判決の結果川初が四十圓其他二十圓つゝの罰金に處せられたり

●醤油會社の抽籤

豫て舊臘中賣出しせし日本醤油會社の景品券抽籤は一昨十日仁川倶樂部に於て警官及新聞社員各取扱店主有志等の立會の上抽籤を執行し別項廣告欄の通り當籤したり

●貧窮者の救恤

舊臘來南部警察署にては管內貧窮者の救恤に努め以來今日に至るまで約百名に近き朝鮮人及び數名の内地人を救恤したるが此の恩澤に浴したる朝鮮人は何れも感泣して其恩惠を謝し居る由にして其救恤金は當初以來二百十二圓十錢にして其寄贈者は左の如し

林澤成、釘本藤次郎、張晦英、關繁太郎、趙重應、梶原末太郎、李完用、藤富國太郎、金奎煥、山口太兵衞、李鳳來、中村再造、洪忠鉉、秋吉富太郎、森勝次、和田常一、森久兵衞、古城梅溪、福田仙之助、孫完根、朴義秉、趙義淵、金晶培、金時鉉、朴慶浩、高等演藝館、南部警察署員、慈善演藝

●債券當選番號

勸業銀行にては六日勸業及び貯蓄債券の抽籤を行ひたるが五百圓以上の割増金附當籤番號は少々遲れ馳せながら幾分の注意參考にもと掲載することゝ左の如し

▲第八回勸業債券
一千圓附　九三〇　五百圓附　二八四三八
▲第十四回同
一千圓附　四三二四六　五百圓附　二七七三五
▲第十八回同
一千圓附　三八五六四　五百圓附　三九一三九
▲第二十回同
一千圓附　六三八二一　五百圓附　一〇七
一千圓附　四六八三七　五百圓附　一三八九三
▲第十二回同
一千圓附　三三二〇七　五百圓附　四〇七二六
▲二十八回同
一千圓附　七三四六〇　五百圓附　五九六六一
▲三十二回同
一千圓附　四八一八九　五百圓附　三三五三〇
▲ぬ號割（五百圓附）
一〇六三三四　五五七〇六　一〇五六一
と號（五百圓附）
三四六九二　八八六〇四一　七九七七六〇

●演藝だより

●壽座　同座十二日の替り狂言は前狂言富る寅の年柱暦　切狂言は戀の緋鹿子八百屋お七なり
●歌舞伎座　同座十二日の替り狂言は島之助が十八番なる佐倉義民傳九幕にて尙同夜は佐倉神社を祭り供物を觀客に分配する由なり
●浪花館　相も變らず大入氣なる東京落語音曲手踊米枝一座

運勢

●一月十二日舊十二月十二日
●壬午大安執三りん
△一白　盜難横領を防ぎ旅行出帆起工起業開店婚儀を禁ず
△二黑　紛爭の因を醸し易し色情盜難注意の事新事旅行見合すべし
△三碧　旅行紛議解決精算中成協定に好し散財出費多き日とす
△四綠　起業開店轉住賣買貸借出願委囑に好し親族上の事煩累あり
△五黃　新事旅行見合せ事尙紛爭盜害防くべし
△六白　婚儀共同組合連盟の事に忌む他は進んで吉
△七赤　近親の事煩累あり衞生療病注意の事他は進んで吉
△八白　郵遞遷滑多し權利及主張の透徹せざる事あり遺失注意の事
△九紫　不得要領の日諸事手控への事養林業には進んで吉（三一館）

朝鮮總督府囑託伊藤源三儀病氣の處養生不相叶本日死去致候此段御通知申上候
追て葬儀は十二日午後二時京城倭城臺官舍出棺南山本願寺に於て執行仕候
明治四十四年一月十一日
親戚　水谷新藏
同　中村光子
親族代　西山貞幹
友人　岩井長三郎
同　近藤左右一
代　田中半四郎